

指定地域密着型通所介護事業運営規程

第1条（目的）

この規程は、「介護の郷 わたぼうし デイサービス」が行う指定地域密着型通所介護事業（以下、「事業」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

1. 指定地域密着型通所介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
2. 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称）

事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名称：介護の郷 わたぼうし デイサービス
所在地：栃木県大田原市紫塚2丁目2580番地1

第4条（職員の職種、員数及び職務の内容）

1. 事業所に勤務する管理者及び職員等の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - ①施設長（管理者） 1名（有料老人ホーム、訪問介護事業所と兼務）
管理者は職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - ②介護職員 3名以上
介護職員は地域密着型通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行う。
 - ③生活相談員 2名以上（兼務）
生活相談員は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。
 - ④看護職員 1名以上
看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者が各種サービスを利用するために必要な処置を行う。
 - ⑤機能訓練指導員 1名以上（看護職員が兼務）
機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な機能訓練等を行う。
 - ⑥事務員 1名（ショートステイサービスと兼務）
2. 従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たる。

第5条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- ① 営業日：月・火・水・木・金・土
- ② 営業時間：午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間：午前9時30分から午後4時30分までとする。

第6条（指定地域密着型通所介護の利用定員）

利用定員は次のとおりとする。

利用定員：18名（指定日常生活支援総合事業の利用者を含む）

第7条（指定地域密着型通所介護の内容）

指定地域密着型通所介護の内容は下記のとおりとする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴（一般浴及び機械浴）
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎

第8条（指定地域密着型通所介護計画の作成等）

1. 指定地域密着型通所介護の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、個別に指定地域密着型通所介護計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った指定地域密着型通所介護計画を作成する。
2. 指定地域密着型通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。
3. 利用者に対し、指定地域密着型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

第9条（指定地域密着型通所介護の利用料）

1. 事業所が提供する指定地域密着型通所介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とする。各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。
但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払を受ける。
 - ① 食材料費 昼食 1食につき 650 円
おやつ 1食につき 100 円
 - ② レクリエーション費 個別にかかる費用
 - ③複写物の交付 1枚につき 10 円
 - ④前各号に掲げるものの他、事業の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用実費
2. 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者又はその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。
3. 告示上の基準額が改正された場合は、新しい利用料を書面により説明する。
4. 利用料の支払いは、口座引き落とし又は現金により、指定期日までに受ける。

第10条（通常の事業の実施地域）

通常の事業の実施区域は次のとおりとする。
大田原市

第11条（サービスの提供記録の記載）

地域密着型通所介護を提供した際には、その提供日及び内容、当該指定地域密着型通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

第12条（秘密保持）

1. 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持を厳守する。
2. 従業者であった者が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じる。

第13条（苦情処理）

提供した地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要措置を講じるものとする。

第14条（損害賠償）

サービス提供中に事故が発生した場合は、ご家族・担当ケアマネージャー・保険者に報告し、速やかに適切な処置をとるものとする。その際、当方の責に帰すべき事由がある場合は、当方が加入している損害賠償責任保険等により補償するものとする。

第15条（衛生管理）

1. 指定地域密着型通所介護に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
2. 従業者等は、感染症等に関する知識の習得に努める。

第16条（緊急時における対応方法）

地域密着型通所介護の提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医あるいは協力医療機関に連絡し、適切な措置を講ずる。

第17条（非常災害対策）

1. 地域密着型通所介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。
2. 非常災害に備え、定期的に避難訓練を行う。

第18条（地域との連携等）

1. 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。
2. 当事業所が行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。
3. 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員又は市町村の職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等とし、おおむね6ヵ月に1回以上開催する。
4. 事業者は、運営推進会議において活動状況報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
5. 事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

第19条（虐待防止）

虐待の防止のための指針に基づき虐待防止のための整備体制を次のとおりとする。

1. 虐待防止のための対策を検討する委員会の設置
 - ①会議開催 6か月に1回
 - ②構成メンバー 管理者 生活相談員 介護職員 看護職員
2. 従業者等は、虐待等の防止に関する基礎知識を習得に努める。（年1回以上研修実施）

第20条（その他運営についての留意事項）

1. 従業者等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。
 - ①採用時研修採用後1か月以内
 - ②階層別研修随時
2. 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者又は家族から求められたときは、

これを提示する。

3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。
4. この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、管理者が定めるものとする。

この運営規程は、令和6年4月1日から適用とする。